

一九六一年一月六日
第三種郵便物認可

公報

発行所
琉球政府総務局
渉外広報部文書課
電話 55-7174

所 販 売
財務部用度課
電話 政府 242

定 価
年 間 8 弗
(郵送料共)
1 部 10 仙

目 次
規 則
告 示
建設局事項
厚生局事項
公安委員会事項

○戸籍法施行規則の一部を改正する規則(規則第十二号)

告 示

○有害図書 の 指定(告示第三十六号)

○行政主席の帰庁(告示第三十七号)

建設局事項

○土地建物取引業者の登録(建設局告示第八号)

○建設業者の登録(建設局告示第九号)

厚生局事項

○社会保険庁事務専決規程の一部を改正する訓令(社会保険庁訓令第一号)

公安委員会事項

○犯罪捜査規程の一部を改正する規則(公安委員会規則第一号)

○少年警察活動規程の一部を改正する訓令(警察本部訓令第二号)

6 6 5 3 2 2 2 1

琉球大学委員会事項

○第七十四回(定例)琉球大学委員会会議の招集(琉球大学委員会告示第一号)

人事委員会事項

○琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会規則第一号)

公 告

○各種技能試験の実施

○医療機関の指定

○裁決審

○一九七一年業年度琉球土地住宅公社財務諸表

○解散公告

○公示催告

○失踪宣告

7 6 7 9 10 12 18 18 19

規 則

規則第十二号

戸籍法(一九五六年立法第八十七号)第百十九条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九七二年一月二十八日

行政主席 屋 良 朝 苗

週二回(火、金)定期発行
必要に応じ号外発行

戸籍法施行規則の一部を改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
第十六条中「職氏名」を「職名」に改める。
第二十九条後段を削る。

第四十八条第二項中「書類」の下に「で本籍人に関するもの」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の書類で非本籍人に関するものの保存期間は、当該年度の翌年から一年とする。
第四十九条第一項中「本籍人に関するもの及び非本籍人に関するものを」並びに同条第二項中「本籍人に関するものは、」及び「非本籍人に関するものは、当該年度の翌年から五年」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十八条及び第四十九条の改正規定は、一九七二年一月一日から適用する。
2 一九七一年十二月三十一日までに市町村長が受理した届書、申請書その他の書類で法務文庫が保存する非本籍人に関する書類の保存期間は、当該年度の翌年から十年とする。

告 示

告示第36号

青少年保護育成法(1965年立法第21号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり有害図書として指定したので告示する。

1972年1月28日

行政主席 屋 良 朝 苗

- 1 指定した図書の種類及び名称
- 週刊雑誌 漫画ポイン 1月14日号
- ” ” 特集夜の窓 1月26日号
- ” ” 漫画OK 1月27日号
- ” ” 週刊漫画エース 2月4日号

月刊雑誌 増刊アダム 9月増刊号

” ” 異色特集 10月特大号

” ” 実話読物 2月号

” ” 誌切読物 2月号

2 指定年月日 1972年1月22日

指定した理由

3 図書の内容が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するやそれがある。

告示第37号

本職は、日本本土旅行中のところ、1972年1月27日帰庁した。

1972年1月28日

行政主席 屋 良 朝 苗

建 設 局 事 項

建設局告示第8号

土地建物取引業法(1953年立法第49号)第7条の規定に基づき、次のとおり土地建物取引業者の登録事項を一部変更したから告示する。

1972年1月28日

建設局長 仲 村 栄 春

登録 番 号 第347号(1971年5月24日登録)

申 請 者 氏 名 池 村 一 郎

商号又は名称 沖繩日誠総業株式会社

事務所所在地 (新)本店一那覇市八茂地3丁目21番地1

支店一石垣市美崎町3番地

(旧)那覇市美栄橋町1丁目37番地

取引主任者氏名 (新)本店一崎間方雄、又吉利一

支店一上 地 和 雄

(旧)真栄城 朝 恒

建設局告示第9号

建設業法(1955年立法第23号)第8条の規定に基づき、建設業者を次のとおり登録した。

1972年1月28日

建設局長 仲 村 栄 春

登録番号	登録年月日	商号又は名称	営業所在地	代表者氏名	備考	登録番号	登録年月日	商号又は名称	営業所在地	代表者氏名	備考
(9) 54	1971. 12. 8	光 電 設	浦添市牧港 新聞原1207	小波津幸雄	新規	" 893	" "	松 本 組	与那国町字与那国232	松本 博明	"
" 65	" "	八重山タイル	石垣市宇登野城461	小 嶽 玄長	"	" 725	" "	田 場 工務店	具志川市宇登野武450	田場 盛一	"
" 68	" "	照 屋 組	宜野湾市宇新城368	照屋 全蔵	"	" 775	" "	新 垣 組	読谷村字藤佐次30	新垣 忠吉	"
" 1110	" "	玉 正 組	名護市字名護3296の5	比嘉 玉正	"	" 1026	" "	新 里 組	那覇市繁多川342	新里 盛雄	"
" 207	" "	宮 正 組	浦添市字西原350	宮里 正幸	"	" 800	" "	宮 里 組	美里村字宮里61	島袋 秀栄	"
" 236	" "	丸 位 設	コザ市字照屋207	平良 正位	"	" 803	" "	前 田 組	那覇市字名護978	前田 正和	"
" 363	" "	宮平体育工業所	那覇市字古波藏226	宮平 守光	"	" 811	" "	玉 金 組	本部町字伊野波847	玉城 金豊	"
" 340	" "	山 正 備	具志川市字塩屋305	山入端正信	"	" 814	" "	琉球ペイント株式会社	浦添市字港川235	潮平 新諺	"
" 384	" "	島 松 組	那覇市字与能239	島袋 松清	"	" 830	" 12. 14	太 田 組	仲里村字謝名堂979	太田 正	"
" 416	" "	具志堅水道工事社	具志川市字草屋武 146の1	具志堅栄宏	"	" 843	" "	勝 三 組	那覇市泊町1の29の6	富永 勝蔵	"
" 1914	" "	丸 勇 組	那覇市字真那比274	新里 勇	"	" 1124	" "	仲 田 組	伊是名村字仲田21	仲田 幸徳	"
" 495	" "	大工鉄工株式会社	那覇市天久932	大工 健夫	"	" 848	" "	久 田 組	那覇市字国場363	久田 友造	"
" 501	" "	徳元水道工事社	糸満町字米須381	徳元 春雄	"	" 856	" "	新 崎 組	那覇市鏡原町1の47	新崎 武利	"
" 514	" "	八 建 産 業	那覇市松尾33	久場 兼彦	"	" 861	" "	嘉 陽 組	宜野座村字惣慶1483	嘉陽 宗行	"
" 570	" "	高 江 洲 建 設	糸満市字糸満593	高江洲積盛	"	" 990	" "	東 部 電 氣	与那原町字与那原 3063の2	神谷 光一	"
" 691	" "	久 土 建 設	浦添市字宮城678	久保田光治	"	" 993	" "	豊平電氣工事社	コザ市字山里486	豊平 朝義	"
						" 999	" "	亀 清 設	与那原町字与那原776	亀島 清徳	"
						" 1008	" "	宮 城 工 務 店	コザ市字安原田247	宮城 清	"
						" 1012	" "	平 正 建 設	那覇市字安里427	平良 正俊	"
						" 1013	" "	友 泉 建 設	那覇市古成111	友利 具俊	"
						" 1024	" "	鉢嶺電氣工事社	名護市字名護2738	鉢嶺 宗賢	"

"1030"	"	設	読谷村字波平368の2	知花 信雄	"	"1136"	"	合資会社 喜屋武建設	那覇市宇安里491の5	喜屋武隆仁	"
"1032"	"	設	読谷村字高志保34	大城 武則	"	"211"	12.11	"	那覇市宇上間794の2	伊足名興明	"
"1033"	"	組	読谷村字楚辺2064の3	山内 成一	"	"1093"	12.18	"	名護市宇安和34	比嘉 吉幸	新規
"1034"	"	設	読谷村字渡ヶ次160	知花 平信	"	"1104"	"	"	那覇市宇大道13	諸見里安盛	"
"1039"	"	組	具志川市字具志川3305	比嘉 憲政	"	"1106"	"	"	那覇市古島130番地	宮城 文栄	"
"1043"	"	設	具志川市字具志川226	徳田 勇	"	"1915"	"	"	西原村字与那城332	辺土名弘政	"
"1054"	12.11	機	那覇市高橋町1の39	多和田真盛	更新	"1492"	12.2	"	具志川市宇赤野776	宮平 徳三	更新
"1054"	12.14	組	那覇市宇大道113	目取真興栄	新規	"1142"	12.11	"	浦添市宇城間3607	源河 友一	"
"1058"	"	所	那覇市古波蔵340の27	友利 栄徳	"	"707"	12.18	エレクトロ 工業株式会社	那覇市壺川261	真栄田世行	新規
"1084"	"	業	那覇市西本町2の6	北川 健一	"	"3"	12.28	合資会社 稲工建設社	那覇市宇壺川251	稲橋 剛康	更新
"1088"	"	設	" 天久1214の41	荷川取 実	"	"78"	12.16	"	那覇市壺屋町301	宮良 慎三	"
"1154"	12.23	設	名護市宇名護1353	岸本 松三	更新	"1916"	12.18	"	石川市宇伊波268の1	伊波 福徳	新規
"592"	11.28	組	宜野湾市宇真栄原30の35	比嘉 進	"	"1917"	"	"	嘉手納村字嘉手納240の4	祝 昭次	"
"1496"	12.2	設	那覇市真嘉比467	玉城行次郎	"	"1918"	"	"	平良市宇西原288	楚南 弘成	"
"1511"	12.17	組	城辺町字下里添1125	上里 恵光	"	"1919"	"	"	与那城村字読原319	上地 安道	"
"721"	11.24	設	那覇市若狭町1の266	下地 宏	"	"1930"	"	"	那覇市宇真嘉比158	羽地 利夫	"
"1130"	11.30	組	与那原町字与那原840	徳村 政喜	"	"1922"	"	"	東風平村303	羽地 清文	"
"1494"	12.2	設	石垣市宇登野城744	上間 市郎	"	"1923"	"	"	那覇市山川町385	砂川 玄静	"
"4"	12.3	組	那覇市壺屋町160	平良 作吉	"	"1924"	"	"	那覇市若狭3の15の12	砂川 景正	"
"1123"	11.18	店	那覇市宇繁多川430	古謝世一郎	"	"1925"	"	"	具志川村字嘉手納136	宮里 明正	"
"630"	11.30	組	那覇市宇大道305	宮城 豊徳	"	"1926"	"	"	竹富町西表組49575	屋 照美	"

"1927"	" "	萩 堂	那覇市宇古波蔵214	萩堂 盛福	" "	"1510"	" "	砂川 建設	浦添市宇勢理客26の2	砂川 明長	" "
"1928"	" "	丸 永	具志川市宇赤道633	銘菊 永光	" "	"1941"	" "	城間 木工	" 城間2632	比嘉 清繁	" "
"498"	12.16	喜 舍	石垣市宇石垣222	喜舍場孫位	更新	"1942"	" "	村 政	石川市宇東恩納1130	村吉 政正	" "
"1929"	12.18	上 原	美里村宇宮里376	上原 平雄	新規	"1943"	" "	新共電氣工業	南風原村宇津嶺山1537	新垣 勇誠	" "
"1930"	" "	朝 日	糸満市宇座波120	大城 朝武	" "	"1944"	" "	合資会社 星電氣建設	具志川市赤道7	福福 盛雄	" "
"1931"	" "	光 吉	糸満市宇潮平211	具志堅光吉	" "	"1103"	12.17	西 村 建設	那覇市宇栄原169	西村 雄吉	更新
"1932"	" "	大 城	南風原村宇照屋90	大城 清安	" "	"1502"	12.11	東 土 建	東村宇有銘931	仲泊 弘次	" "
"1503"	12.11	友 貞	那覇市宇安謝196	伊良部良一	更新	"237"	12.9	栄 組	那覇市宇松川1134	比嘉 良栄	" "
"1933"	12.18	真 柴	読谷村宇座喜味189	真柴田三郎	新規	"1146"	12.13	伊波電氣 水道工社	平良市宇下里547の1	伊波 勇徳	" "
"1513"	12.25	秀 成	平良市宇西原425の2	常川 秀成	更新	"1945"	12.24	丸 高 建設	那覇市牧志町2の389	高安 高治	新規
"684"	1.14	仲 宗	伊江村宇川平110	仲宗根勝雄	" "	"1946"	" "	仲 義 建設	恩納村宇富翁199	仲村 兼義	" "
"1517"	12.25	仲 一	コザ市宇仲宗根127	仲宗根盛一	" "	"1947"	" "	具 志 建設	知念村宇山里758	具志堅富勇	" "
"1505"	12.11	平 田	美里村宇登川106	平田 勇	" "	"1948"	" "	永 峇 組	南風原村宇照屋147	大城 永峇	" "
"1145"	12.25	仲 本	美里村宇松本1151	仲本 喜一	" "	"1949"	" "	与 那 建設	西原村宇安室55	与那城長栄	" "
"1934"	12.24	平 建	宜野湾市宇新城359	平田 春雄	新規	"1950"	" "	賢 永 組	嘉手納村宇嘉手納553	知花 賢永	" "
"1935"	" "	次 郎	美里村宇高原139	仲宗根次郎	" "	"1951"	" "	諸 見 士 建	美里村宇宮里289	諸見翁幸雄	" "
"1936"	" "	新 光	具志頭村宇知花97	新垣 光一	" "	"289"	" "	株式会社善太郎組	那覇市宇田原193	新垣善太郎	" "
"1937"	" "	玉 津	石垣市宇宮良318	玉津 盛教	" "						
"1938"	" "	佐久川	那覇市若狭3の1	佐久川長盛	" "						
"1939"	" "	具志川	具志川市具志川225	天願 増弘	" "						
"1940"	" "	仲 栄	コザ市宇山里91	仲間 徳栄	" "						

厚生局事項

社会保険庁指令第1号

社会保険庁事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
1971年1月28日

社会保険庁長 官 城 常 敏

社会保険庁事務専決規程の一部を改正する訓令

社会保険庁事務専決規程(1970年社会保険庁訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表3の1中、(12)を削り、(13)及び(14)を1ずつ繰り上げ、(15)の前に次のように加える。

(10) 第27条の2の規定による任意継続被保険者の氏名又は住所の変更の届出に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、1971年12月1日から適用する。

公安委員会事項

公安委員会規則第一号

犯罪捜査規程の一部を改正する規則を次のとおり定める。

一九七二年一月二十八日

公安委員会

犯罪捜査規程の一部を改正する規則

犯罪捜査規程(一九六九年公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一八号(丙)の次に次の様式を加える。

次の様式(辨別番号(一))は、省略する。

別記様式第二〇号を次のように改める。

次のように(辨別番号)は、省略する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九七二年一月一日から適用する。

警察本部訓令第2号

少年警察活動規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

1972年1月28日

警察本部長 安 原 剛 喜 徳

少年警察活動規程の一部を改正する訓令

少年警察活動規程(1970年警察本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改正する。

次のように(様式第3号)は、省略する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、1972年1月1日から適用する。

琉球大学委員会事項

琉球大学委員会告示第一号

第七十四回(定例)琉球大学委員会会議の招集について

琉球大学管理法(一九六五年立法第三百号)第十六条の規定に基づき、次のとおり第七十四回(定例)琉球大学委員会会議を招集する。

一九七二年一月二十八日

琉球大学委員会委員長

源 河 朝 康

記

一 会議の日時 一九七二年一月二十九日(土)午前十時

一 会議の場所 琉球大学学長室

一 会議に付する案件

(1) 琉球大学医師の初任給等に関する規則の制定について

(2) 琉球大学医師特別手当等支給規則の制定について

(3) 医療研究調査費支給規則の制定について

(4) 医師特別手当から控除しないことについて

- (5) 琉球大学職員定数規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 職員の人事について
- (7) その他について

人事委員会事項

人事委員会規則第一号

人事委員会は、琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九七二年一月二十八日

人事委員会委員長職務代理
人事委員 宮 良 朝 榮

琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

琉球政府及び本土政府等が派遣する職員の給与等に関する規則（一九七〇年人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。
（給与に関する特例）

- 第二条 法第二条に規定するものは、次に掲げる職員とし、これらの職員には、給料、扶養手当及び期末手当は支給しない。ただし、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇に関する法律（昭和四十五年法律百十七号）の適用を受ける派遣職員は除く。
- 一 琉球大学保健学部及び附属病院に配置される派遣職員
 - 二 農林局琉球動物検疫所に配置される派遣職員
 - 三 通商産業局海上保安庁警備救難課に配置される派遣職員
 - 四 労働局総合職業訓練所に配置される派遣職員
 - 五 琉球警察本部に配置される派遣職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三号の改正規定は、一九七一年九月二十五日から適用する。

公 告

各種技能試験の実施について

労働基準法第30条第2項、労働安全衛生規則第424条、ボイラ及び圧力容器安全規則第38条、第103条、クレーン等安全規則第122条の規定に基づき、次のとおり技能試験を実施する。

1972年1月28日

行政主席 屋 良 朝 苗

1 試験種目

- (1) 一般ボイラ技士
- (2) 二級ボイラ技士
- (3) 普通ボイラ溶接士
- (4) クレーン運転士
- (5) 揚貨装置運転士

（ただし、揚貨装置運転士試験は那覇、宮古、八重山のみで実施）

2 試験期日

- 1 日 目 1972年2月22日
二級ボイラ技士、普通ボイラ溶接士
- 2 日 目 1972年2月23日
一般ボイラ技士、クレーン運転士、揚貨装置運転士

3 試験実施場所

- (1) 那 覇 第一試験場 官公労共済会館
第二試験場 ぐろしお会館
- (2) コ ザ 千ヤホール
- (3) 名 護 北部老人福祉センター
- (4) 宮 古 赤嶺会館
- (5) 八 重 山 琉球八重山支店ホール

4 学科試験の科目と時間割

- (1) 一級、二級ボイラ技士試験

1時間目	ボイラの構造	午前10時から 午前11時まで	1時間
2時間目	ボイラの取扱い	午前11時10分から 午後0時10分まで	1時間
3時間目	燃料及び燃焼	午後1時から 午後2時まで	1時間
4時間目	ボイラに関する法令	午後2時10分から 午後3時10分まで	1時間

(2) 普通ボイラ溶接士

1時間目	ボイラ構造大意及びボイラ用材料 大意 ボイラの工作及び修繕方法	午前10時から 午前11時まで	1時間
2時間目	溶接施行法の概要 溶接棒及び溶接部の性質概要 溶接部の検査方法の概要 溶接機器の取扱方法 溶接に関する安全大意	午前11時10分から 午後0時10分まで	1時間
3時間目	ボイラ溶接に関する法令	午後1時から 午後2時まで	1時間

(3) クレーン運転士

1時間目	クレーン及び移動式クレーンに関する知識	午前10時から 午前11時まで	1時間
2時間目	原動機及び電気に関する知識 クレーン及び移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	午前11時10分から 午後0時10分まで	1時間
3時間目	労働基準法及びクレーン等安全規則中のクレーン、移動式クレーン及びこれらの玉掛についての規則に関する知識	午後1時から 午後2時まで	1時間
4時間目		午後2時10分から 午後3時10分まで	1時間

(4) 揚貨装置運転士試験

1時間目	揚貨装置に関する知識	午前10時から 午前11時まで	1時間
2時間目	原動機及び電気に関する知識	午前11時10分から 午後0時10分まで	1時間
3時間目	揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識	午後1時から 午後2時まで	1時間
4時間目	労働基準法及び労働安全衛生規則中揚貨装置及びその玉掛に関する知識	午後2時10分から 午後3時10分まで	1時間

5 実技試験

クレーン運転士、揚貨装置運転士、普通ボイラ溶接士の各実技試験は、学科試験を合格した者について行なう。

6 受験資格

- (1) 一般ボイラ技士、二級ボイラ一技士
満18才（試験当日以下同じ。）以上の男子で次の各号に該当する者
ア ボイラ及び圧力容器安全規則第82条各号に掲げる事項に該当しない者
イ ボイラ及び圧力容器安全規則第89条第2項に掲げる資格をそれぞれ有する者
- (2) 普通ボイラ溶接士
満18才以上の者で次の各号に該当する者
ア ボイラ及び圧力容器安全規則第97条に掲げる事項に該当しない者
イ 溶接作業に1年以上の経験を有する者
- (3) クレーン運転士
満18才以上の男子であって、クレーン等安全規則第115条に掲げる事項に該当しない者
- (4) 揚貨装置運転士
満18才以上の男子であって、次号に該当する者
ア 労働安全衛生規則第418条各項に該当しない者
- 7 試験の免除
学科試験の一部又は全部が免除される種目及び範囲は、次のとおりとする
(1) クレーン運転士
ア 学科試験の全部免除を受けることが出来る者

- イ 当該試験の行なわれる直前のクレーン運転士試験の学科試験に合格した者
- ロ 学科試験の一部免除を受けることが出来る者及び科目
- ハ デリック運転士免許を受けた者は
原動機及び電気に関する知識
- ニ クレーン及び移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
- ヘ 揚貨装置運転士免許を受けた者は
クレーン及び移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
- ホ 揚貨装置運転士
ア 学科試験の全部免除を受けることが出来る者は、当該試験の施行前1年以内に行なわれた揚貨装置運転士の学科試験に合格した者
イ 学科試験の一部免除を受けることができる者及び科目
クレーン運転士免許を受けた者またはデリック運転士免許を受けた者は
原動機及び電気に関する知識
揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識
- ト 普通ボイラ溶接士
ア、学科試験の全部免除を受けることが出来る者
イ、当該試験の行なわれる直前の普通ボイラ溶接士の学科試験に合格した者
ロ 普通ボイラ溶接士免許の有効期間が満了した後1年を経過しないもの
- チ 受験の申請
(1) 試験を受けようとするものは次に掲げるものを提出すること。
ア 受験申請書 (所定の様式)
イ 写真二葉 (6ヶ月以内に撮影した縦35ミリ横25ミリ3分身脱帽正面向きのもの)
ロ 学科試験の全部又は一部免除を申請する者はその免除申請書一通 (所定の様式)
ハ 住民票抄本一通
ニ ボイラ技士 (一般、二級) 試験を受けようとするものは、次に掲げるもののうちいずれか必要なもの
ヘ 単位取得証明書
ト ボイラ取扱の経歴に関する証明書

- イ ボイラ取扱主任者経歴証明書 1通 (所定の様式)
- ロ ボイラ実務習修了証明書 1通
- ハ 溶接従事者の免許の写し 1通
- ニ ボイラ溶接士 (普通) 試験を受けようとするものは、溶接作業経歴証明書 1通 (所定の様式)
- ヘ 試験手数料 (収入印紙とする。)
- ト 学科試験 1万円
- チ 実技試験 1万円50セント (ただし、ボイラ溶接士の場合は、10万円)
- 9 受付期間
(1) 一般の場合
1972年2月1日午前9時から
1972年2月10日午後4時半まで
(2) 学科試験の全部又は一部免除申請の場合
1972年2月1日午前9時から
1972年2月7日午後4時半まで
- 10 受付場所
(1) 一般申請者の場合は、所轄の労働基準監督署
(2) 学科試験の全部又は一部免除申請者の場合は、労働局労働基準安全係に直接行なう
(註) 1 収入印紙は自分で消印しないこと。
2 申請書類に不備のある者は受付けない。
3 その他詳細については、労働基準監督署か労働局労働基準安全係へ照合のこと。

労働者災害補償保険法施行規則 (1963年規則第168号) 第12条第2項の規定に基づいて労災保険指定医療機関を次の通り指定し、1971年1月21日より適用する。
1972年1月28日

労働局長 仲 松 庸 幸

医療機関名	診療科名	病院長名	所在地
長浜外科医院	外科	山内 善正	那覇市久茂地3丁目15-8

一九七一年審第十四号

裁 決 書

機船慶洋丸漁船生福丸漁船第三宝信丸衝突事件

沖繩県平良市字西里七番地

受審人 新 城 朝 春

昭和七年八月十七日生

沖繩県那覇市高橋町一丁目百十三番地

受審人 松 原 英 昌

昭和十三年七月十五日生

沖繩県那覇市住吉町三丁目二百五十二番地

受審人 外 間 実 義

大正八年六月二十九日生

沖繩県那覇市字安謝二百五十一番地

受審人 我 那 覇 生 久

大正六年八月十日生

右の事件について、当海難審判庁は、海難審判庁理事官上江田広吉が関与して審理をとり、次のとおり裁決する。

主 文

本件衝突は、受審人松原英昌の機関取扱に関する職務上の過失に因って発生したものである。

松原英昌を戒告する。

理 由

船種船名 機船慶洋丸

船籍港 那覇市

船船所有者 慶洋海運株式会社

総トン数 二百二十六トン

受審人 新城朝春

海技免状 乙種一等航海士免状

職 名 船長

船種船名 漁船生福丸

船籍港 那覇市

船船所有者 我那覇生久

総トン数 十六トン

受審人 我那覇生久

松原英昌

乙種一等機関士免状（効力を内燃機関に限る。）

機関長

漁船第三宝信丸

那覇市

外間実徳

十九トン

外間実義

外間実義

外間実義

外間実義

外間実義

海技免状 小型船舶操縦士免状

職 名 船長

事件発生の年月日時刻及び場所

一九七〇年十一月四日午後零時四十二分ごろ

泊港内

慶洋丸は、大気筒のディーゼル発動機一個を備える鋼製の貨物船であるが、泊港の南岸第四岸壁において、貨物約百五十トン満載、船首一・八〇メートル船尾二・六〇メートルの喫水をもって、平良港に向かう目的で、船首に一等航海士与儀徳三ほか二人が、船尾に甲板員二人がそれぞれ出港配置につき、機関室においては、受審人松原英昌ほか機関員二人が配置につき、受審人新城朝春は、船橋にあって操船を指揮し、一九七〇年十一月四日午後零時二十分ごろ機関用意を令し、間もなく離岸して、後進で泊港内中央部に進出し、機関と舵を種々に使用して左舷回頭中、同時三十七分半、微速力前進、同時三十八分機関停止をそれぞれ令し、同時三十八分十五秒微速力後進を令したところ、松原受審人が機関を後進にかけようとして操作したが後進にかけられず、同受審人は、さらに二回ばかり後進操作を試みたが、いずれも失敗した。新城受審人は、前進行脚を止めるため投錨を命じ、与儀一等航海士が、船首右舷錨を投下して錨約一節水きわで止めた。そのころ慶洋丸は、泊港北岸のC岩壁に係留停泊中の漁船生福丸及び第三宝信丸（以下、宝信丸という。）に、かなり接近していた。松原受審人は、前示のとおり後進をかけるのに失敗したので、試みに前進に切り替えてみようと思ひ、船橋に連絡することなく機関を前進にかけたところ、機関が前進にかけられ、慶洋丸は前進し始めたので、新城受審人は同時四十分テレグラフで全速力後進を令したところ、松原受審人は、これを確認することなく、誤って機関を全速力前進にかけたため、慶洋丸は錨を引いたまま前進したので、新城受審人は、甲板員に命じ、機関室天窓から大声で注意喚起させ、与儀一等航海士が船首に防舷物を当てようとしたが、効なく、同時四十二分ごろ、慶洋丸の船首がほぼ東北東（磁針方位、以下同じ。）に向いたとき、慶洋丸の船首は、生福丸の右舷船尾に、その右舷側後方から約四十五度の角度で衝突し、生福丸は船尾係索が切断して前進したので、慶洋丸はさらに前進して、宝信丸の右舷側船尾に後方から約三十度の角度で衝突した。當時天候はにわか雨で北北東の軟風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。また、宝信丸は、泊港北岸に入船で保留していた第三伊平屋丸の右舷外側に、左舷側を接し、生福丸は、宝信丸の右舷外側に左舷側を接し、いずれもほぼ東南東に向首して保留停泊中、受審人我那覇生久及び同外間実義の二人とも上陸して不在中、保留地点において前示のとおり衝突した。衝突の結果、慶洋丸には損傷がなかったが、生福丸は右舷船尾附近の台張を損傷し、宝信丸は、右舷側

船尾台張を折損して附随の要材を損傷したが、のち両船とも修理された。

右の事実中、慶洋丸が第四岸壁を離岸し、また、生福丸及び宝信丸がそれぞれC岸壁に係留停泊中衝突するまでの経過については、受審人新城朝春提出の船体接触報告書、海難審判庁理事官上江田広吉の新城受審人、受審人松原英昌、同外間実義、同我那覇生久、慶洋丸一等航海士与儀健三及び第一豊祥丸船長我那覇生良に対する各質問調書中の供述記載、同理事官の検査調書(写真七葉付)、松原受審人提出の慶洋丸機関日誌、琉球気象庁の気象資料、同理事官提出の泊港内図、新城、松原、外間及び我那覇受審人の当廷における各供述により証拠は十分である。慶洋丸が第四岸壁において貨物を載せた点及びその数量、平良港に向かう目的であった点については、船体接触報告書中の記載により、船首尾の各出港配置については、新城受審人の当廷における供述により、機関室における配置については、松原受審人の当廷における供述により、新城受審人が船橋にあって操船を指揮した点については、同受審人に対する質問調書中の供述記載及び同人の当廷における供述により、機関用意を命じた点及びその時刻については、機関日誌中の記載により、離岸して後進で泊港内中央部に進出した点及び機関と舵を種々に使用して左舷回頭した点については、船体接触報告書中の記載及び新城受審人の当廷における供述により、微速力前進及び機関停止並びに微速力後進をそれぞれ令じた点及びその各時刻については、機関日誌中の記載により、松原受審人が機関を後進にかけようとしたが後進にからなかった点、さらに二回ばかり後進操作を試みたが失敗した点については、同受審人に対する質問調書中の供述記載及び同人の当廷における供述により、新城受審人が前進行脚を止めるため投錨を命じた点については、船体接触報告書中の記載及び与儀一等航海士に対する質問調書中の供述記載により、船首右舷錨を投下した点については、与儀一等航海士及び第一豊祥丸我那覇船長に対する各質問調書中の供述記載により、錨鎖の延出模様については、与儀一等航海士に対する質問調書中の供述記載により、慶洋丸が生福丸及び宝信丸にかなり接近していた点については、新城受審人の当廷における供述により、松原受審人が試みに前進に切り替えてみようと思つた点、船橋に連絡することなく機関を前進にかけた点及び機関が前進にかかった点については、松原受審人に対する質問調書中の供述記載及び同人の当廷における供述により、慶洋丸が前進し始めた点、新城受審人がテレグラフで全速力後進を令じた点については、同受審人に対する質問調書中の供述記載及び同人の当廷における供述における供述により、全速力後進を令じた時刻については、機関日誌中の記載により、原松受審人がテレグラフを確認することなく誤って機関を全速力前進にかけた点については、同受審人の当廷における供述により、慶洋丸が錨を

引いたまま前進した点、甲板員に命じて機関室天窓から注意喚起させた点については、新城受審人に対する質問調書中の供述記載により、与儀一等航海士が船首に防舷物を当てようとしたが効なく衝突した点については、与儀一等航海士及び第一豊祥丸我那覇船長に対する各質問調書中の供述記載により、生福丸及び宝信丸の係留停泊模様については、我那覇、外間両受審人及び与儀一等航海士に対する各質問調書中の供述記載並びに外間受審人の当廷における供述により、我那覇及び外間受審人が不在中に衝突した点については、両受審人に対する各質問調書中の供述記載により、衝突時の生福丸及び宝信丸の各船首方向については、泊港内図中のC岸壁の方線と我那覇及び外間受審人の当廷における各供述とにより、生福丸と衝突時の慶洋丸の船首方向については、生福丸の船首方向とその衝突角度とにより、衝突時刻については、船体接触報告書中の記載により、衝突地点については、与儀一等航海士及び我那覇受審人に対する各質問調書中の供述記載により、各衝突角度については、与儀一等航海士に対する質問調書中の供述記載により、生福丸の船尾系が切断した点については、我那覇受審人の当廷における供述により、慶洋丸には損傷がなかった点については、新城受審人に対する質問調書中の供述記載により、生福丸及び宝信丸の各衝突箇所並びに損傷模様については、我那覇、外間両受審人に対する各質問調書中の供述記載及び理事官の検査調書中の記載により、両船とも修理された点については、我那覇、外間両受審人に対する各質問調書中の供述記載により、天候風潮については、琉球気象庁の気象資料及び日本海上保安庁刊行の潮汐表によりいずれもこれを認めた。

本件衝突は海難審判法第二条第一号に該当し、慶洋丸が泊港南岸第四岸壁を離岸して平良へ向かうにあたり、狭い港内において回頭する場合、受審人松原英昌が船橋からの命令を確認したる後、機関を操作すべきであったのに、これを怠つた同人の機関取扱に関する職務上の過失に因つて発生したものである。受審人新城朝春、同外間実義及び同我那覇生久の各所為は、本件発生の原因とならない。

受審人松原英昌の所為に対しては、海難審判法第四条第二項の規定により、同法第五条第三号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

一九七一年十二月一日

海難審判庁
審判長 審判官 金 城 善 四郎
審判官 大 浜 長 栄
審判官 平 良 惠 貴

琉球土地住宅公社法（1966年立法第66号）第43条第2項の規定により1971事業年度の財務諸表を次のとおり広告します。

1972年1月28日

琉球土地住宅公社

1971事業年度琉球土地住宅公社財産目録

1971年6月30日 現在

資 産 の 部				
区 分	内 訳			金 額
	摘 要	数 量	金 額	
流 動 資 産				949,568.06
現 金 預 金				451,289.28
	現 金		55.28	
	預 金	6 口	451,234.00	
	普 通 預 金	2 口	111,898.65	
	当 座 預 金	2 口	111,335.35	
	通 知 預 金	2 口	228,000.00	
未 収 金		1,175件		498,278.78
	未 払 込 出 資 金	1 件	409,000.00	
	賃 貸 住 宅 等 未 収 金	592件	10,233.26	
		家賃未収金	282件	8,414.00
		施設賃貸料未収金	9 件	956.50
		共益費未収金	301件	862.76
	分 譲 住 宅 等 未 収 金	35件	2,056.29	
		住宅等割賦金未収金	35件	2,056.29
	住 宅 等 管 理 諸 収 入 未 収 金	487件	1,247.77	
		電気等料金未収金	82件	446.25
		住宅等水道料未収金	119件	281.16
		修繕工事未収金	6 件	137.51
		その他の住宅等管理諸収入未収金	268件	370.65
		土地賃貸料未収金	12件	12.20
	宅 地 未 収 金	55件	934.53	
		宅地割賦金未収金	24件	928.28
		宅地管理諸収入未収金	31件	6.25
	そ の 他 の 未 収 金	5 件	74,806.93	
		その他の未収金	5 件	74,806.93

事 業 資 産			11,422,054.69
住 宅 資 産			3,792,369.63
賃 貸 資 産			3,792,369.63
賃 貸 住 宅		3,047,504.48	
賃 貸 住 宅 建 物		527戸 { 資産価格 2,362,887.63 減価償却引当金 40,255.90	2,322,631.73
賃 貸 住 宅 等 機 械 装 置		{ 資産価格 30,098.75 減価償却引当金 2,826.72	27,272.03
賃 貸 住 宅 等 構 築 物		{ 資産価格 758,453.13 減価償却引当金 60,852.41	697,600.72
賃 貸 施 設		{ 資産価格 172,622.67 減価償却引当金 4,953.77	167,668.90
賃 貸 住 宅 等 土 地		63,273.63 ^{m²} (19,140.99坪)	577,196.25
公 共 用 地 資 産			723,648.11
公 共 用 土 地			723,648.11
公 共 用 土 地		271,895.44 ^{m²} (82,248.00坪)	576,452.08
公 共 用 土 地 前 払 金		38,619.68 ^{m²} (11,682.00坪)	63,639.00
公 共 用 地 割 掛 経 費			33,529.36
公 共 用 地 割 掛 雑 損 益			50,027.67
割 賦 分 譲 元 金		346件	1,493,429.25
住 宅 割 賦 分 譲 元 金		144件	977,449.93
施 設 割 賦 分 譲 元 金		1件	94,009.11
宅 地 等 割 賦 分 譲 元 金		197件	284,502.76
宅 地 割 賦 分 譲 元 金		197件	284,502.76
公 共 用 地 割 賦 分 譲 元 金		3件	137,467.45
住 宅 建 設 仮 勘 定			4,682,370.55
住 宅 建 設 費			965,495.97
賃 貸 住 宅		200戸	396,245.00
分 譲 住 宅		103戸	569,250.97

埋立建設仮勘定	住宅等建設用地費	51,892.07㎡ (15,697.28坪)	533,483.84	
	次年度以降用地費	565,120.09㎡ (170,948.06坪)	1,929,571.52	
	住宅等割掛経費		718,455.15	
	住宅割掛雑損益		535,364.03	
				730,237.14
	埋立事業費		640,700.00	
	埋立割掛経費		50,840.31	
	埋立割掛雑損益		38,696.83	
固 定 資 産				9,905.90
有 形 固 定 資 産				9,905.90
	車 輛 運 搬 具	ピックアップ 1台 { 資産価格 11,147.56		
		乗用車5台 { 減価償却引当金 6,467.18	4,630.38	
	工 具 器 具 備 品	150ドル以 上備品16点 { 資産価格 8,039.70	5,225.52	
		{ 減価償却引当金 2,864.18		
繰 延 勘 定				49,050.99
繰 延 資 産				19,266.66
償 却 費 繰 延	試 験 研 究 費	糸満町兼城、豊見城村与根地区 地区先埋立総合調査研究費	19,266.66	
				29,794.33
合 計				12,430,589.64

負 債 の 部				
区 分	内 訳			金 額
	摘 要	数	金 額	
流 動 負 債				505,630.76
未 払 金		44件		136,001.81
未 払 費 用		1件		17,258.00
前 受 金		7件		260.55

受 入 保 証 金	宅地割賦金前受金	7件	260.55	
		531件		51,046.15
預 り 金	住 宅 受 入 敷 金	531件	51,046.15	
		1件		41.90
そ の 他 流 動 負 債	そ の 他 の 預 り 金	1件	41.90	
		60件		11,522.77
調 整 勘 定	仮 受 金	60件	11,522.77	
				166,210.80
	分譲住宅等調整勘定		1,938.02	
	分譲宅地等調整勘定		164,222.78	
原 価 差 額 調 整 勘 定				123,288.78
固 定 負 債				8,540,539.61
長 期 借 入 金				8,540,539.61
	政府資金借入金	4件	8,540,539.61	
	長期借入金 当年度起債借入金 資金運用部特別会計	3件		
引 当 金				155,919.27
修 繕 引 当 金				41,398.45
	住宅等資産修繕引当金		34,772.71	
	宅地資産修繕引当金		6,625.74	
災 害 復 旧 引 当 金				4,362.65
	住宅資産災害復旧引当金		3,809.29	
	宅地資産災害復旧引当金		553.36	
貸 倒 引 当 金				23,960.07
	賃貸住宅等貸倒引当金		7,704.57	
	分譲住宅等貸倒引当金		2,314.84	
	宅地貸倒引当金		1,478.83	
	公共用地貸倒引当金		12,464.83	
退 職 給 与 引 当 金				86,198.10
	退職給与引当金		86,198.10	
合 計				9,202,089.64
正 味 資 産				3,228,500.00

1971事業年度琉球土地住宅公社貸借対照表

1971年6月30日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	949,568.06	流 動 負 債	505,630.75
現 金 預 金	451,289.28	未 払 金	136,001.81
未 収 金	498,278.78	未 払 費 用	17,258.00
未 払 込 出 資 金	409,000.00	前 受 金	260.55
貸 貸 住 宅 等 未 収 金	10,233.26	受 入 保 証 金	51,046.15
分 譲 住 宅 等 未 収 金	2,056.29	預 り 金	41.90
住 宅 等 管 理 諸 収 入 未 収 金	1,247.77	そ の 他 の 流 動 負 債	11,522.77
宅 地 未 収 金	934.53	調 整 勘 定	166,210.80
そ の 他 の 未 収 金	74,806.93	原 価 差 額 調 整 勘 定	123,288.78
事 業 資 産	11,530,943.49	固 定 負 債	8,540,539.61
住 宅 資 産	3,901,288.43	長 期 借 入 金	8,540,539.61
貸 貸 住 宅	3,151,439.51	引 当 金	274,139.43
貸 貸 施 設	172,622.67	減 価 償 却 引 当 金	118,220.16
貸 貸 住 宅 等 土 地	577,196.25	事 業 資 産 減 価 償 却 引 当 金	108,888.80
公 共 用 地 資 産	723,648.11	固 定 資 産 減 価 償 却 引 当 金	9,331.36
公 共 用 土 地	723,648.11	修 繕 引 当 金	41,398.45
割 賦 分 譲 元 金	1,493,429.25	災 害 復 旧 引 当 金	4,362.65
住 宅 割 賦 分 譲 元 金	977,449.93	貸 倒 引 当 金	23,960.07
施 設 割 賦 分 譲 元 金	94,009.11	退 職 給 与 引 当 金	86,198.10
宅 地 等 割 賦 分 譲 元 金	284,502.76	(負債合計)	9,320,309.80
公 共 用 地 割 賦 分 譲 元 金	137,467.45	資 本 金	3,228,500.00
住 宅 建 設 仮 勘 定	4,682,370.86	政 府 出 資 金	3,228,500.00
埋 立 建 設 仮 勘 定	730,237.14	(資本合計)	3,228,500.00
固 定 資 産	19,237.26		
有 形 固 定 資 産	19,237.26		
車 輛 運 搬 具	11,147.56		
工 具 器 具 備 品	8,089.70		
繰 延 勘 定	49,060.99		
繰 延 資 産	19,266.66		
償 却 費 繰 延	29,794.33		
資 産 合 計	12,548,809.80	負 債 及 資 本 合 計	12,548,809.80

1971事業年度琉球土地住宅公社損益計算書
 (自1970年7月1日 至1971年6月30日現在)

収 益 の 部					
勘 定 科 目	総 額	内 訳			
		住宅勘定	宅地勘定	公共用地勘定	特別賃貸住宅勘定
住宅管理及譲渡収入	585,728.77	585,728.77			
家賃収入	161,231.26	161,231.26			
賃貸施設収入	23,352.08	23,352.08			
共益費収入	14,482.90	14,482.90			
分譲住宅収入	357,962.07	357,962.07			
分譲施設収入	12,871.70	12,871.70			
住宅管理諸収入	15,828.76	15,828.76			
宅地管理及譲渡収入	392,293.80		392,293.80		
分譲宅地収入	392,081.98		392,081.98		
宅地管理諸収入	211.82		211.82		
公共用地管理及譲渡収入	147,724.89			147,724.89	
分譲公共用地収入	143,925.92			143,925.92	
管理及譲渡諸収入	3,798.97			3,798.97	
雑 収 益	13,603.78	8,039.37	4,959.58	604.83	
利息等収入	13,116.74	7,746.75	4,786.30	583.69	
その他の雑収益	474.89	280.47	173.28	21.14	
前期損益修正	12.15	12.15			
合 計	1,139,351.24	593,768.14	397,253.38	148,329.72	

費 用 の 部					
勘 定 科 目	総 額	内 訳			
		住宅勘定	宅地勘定	公共用地勘定	特別賃貸住宅勘定
住宅等管理諸費	413,932.77	413,932.77			
住宅等管理業務費	41,139.78	41,139.78			
住宅等資産分譲原価	304,028.36	304,028.36			
住宅等諸引当損	68,764.63	68,764.63			
減価償却費	43,656.06	43,656.06			
修繕引当損	16,688.70	16,688.70			
災害復旧引当損	2,361.54	2,361.54			
貸倒引当損	6,058.33	6,058.33			

宅地管理諸費	361,236.71		361,236.71	
宅地管理業務費	503.61		503.61	
宅地資産分譲原価	353,171.77		353,171.77	
宅地諸引当損	7,561.33		7,561.33	
宅地資産修繕引当損	5,532.14		5,532.14	
宅地資産災害復旧引当損	553.36		553.36	
宅地資産貸倒引当損	1,475.83		1,475.83	
公共用地管理諸費	140,389.50			140,389.50
公共用地管理業務費	2.70			2.70
公共用地資産分譲原価	128,696.38			128,696.38
公共用地諸引当損	11,690.42			11,690.42
振替一般管理費	45,048.36	26,603.39	16,446.32	1,993.65
振替支払利息	176,522.91	152,401.46	20,360.31	3,761.14
雑損費	2,220.99	830.52	1,332.37	58.10
その他の雑損費	1,303.58	771.07	476.41	58.10
前期損益修正	915.41	59.43	856.96	
合 計	1,139,351.24	593,763.14	399,375.71	146,207.39

解 散 公 告 (第3回)

当会社は株主総会の決議によって1972年11月30日解散しましたから、当会社に債権を有せられる方は本公告第1回掲載の翌日から2ヶ月以内に御申出下さい。

1972年1月28日

宜野湾市宇大山164番地

沖縄プロパティンクス株式会社

清算人 木場 谷 和 男

債権者各位殿

一九七二年簡易第一号

公 示 催 告

申立人 久保田 清 栄

別紙表示の株券につき、右申立人から公示催告の申立があったから、その権利者は一九七二年八月二一日午前〇時までに当裁判所に権利を届け出ると同時に株券を提出されたい。もし右期日までに届出および提出がないときは、その無効を宣言することがある。

一九七二年一月二一日

那覇簡易裁判所

裁判官 富 山 大 吉

目 録

- 一 オリオンビール株式会社
- 一 株券の種類 壹百株券
- 一 株券の枚数 貳枚
- 一 株券の記号番号 は〇八五六、〇八五七
- 一 額面総額 九百弗
- 一 各株の額面 四弗五拾仙

一 株券の発行年月日 一九五七年五月十八日
 一 最終名義人住所氏名 北中城村字齊舎場四九番地
 久保田 清栄

失 踪 証 告

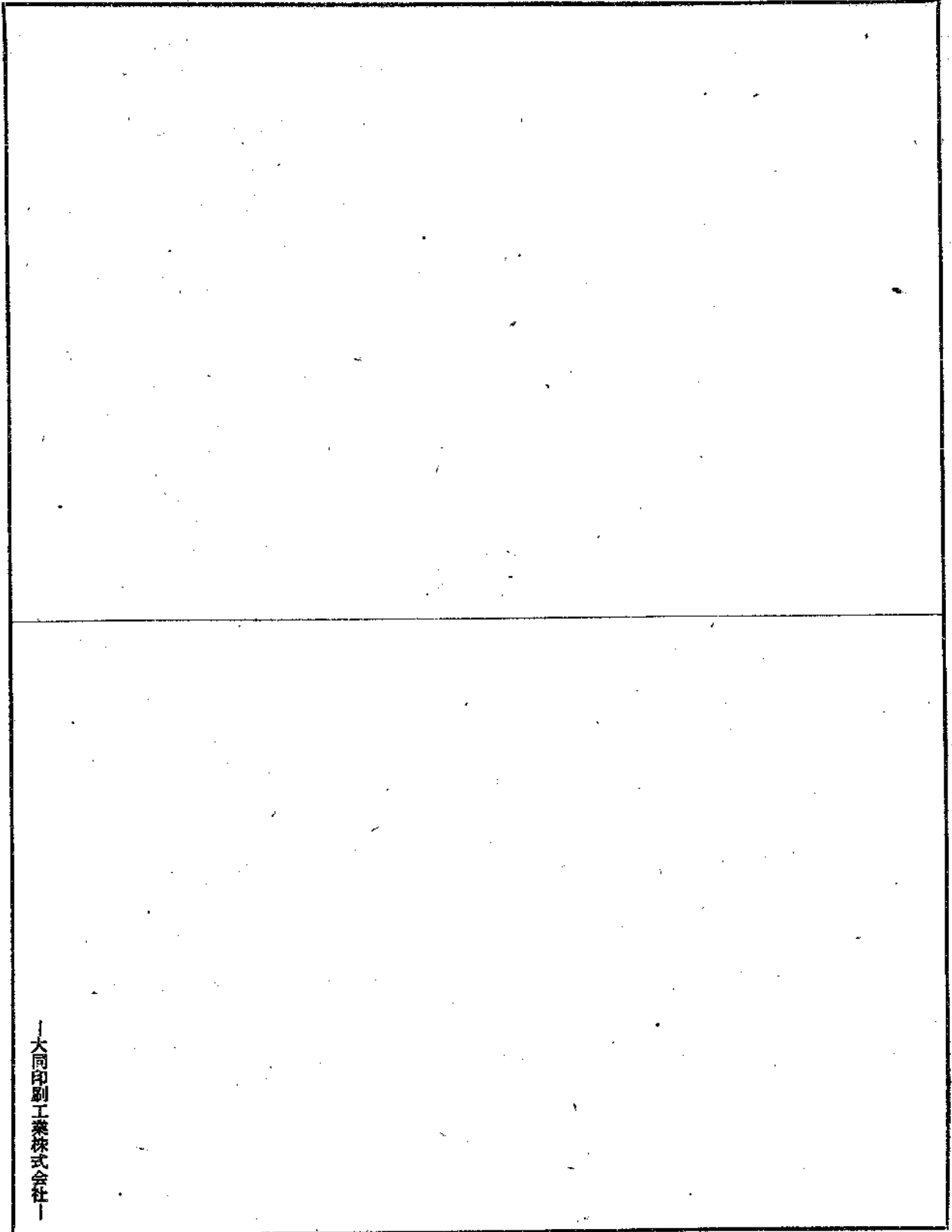
1971年(家)第338号

本 籍 沖縄県浦添市字城間1032番地
 最後の住所 広島県広島市以下不詳

不在者 伊 波 平 代
 昭和12年9月22日生

審判確定の日 1972年1月22日
 死亡と見なされる日 1981年12月31日

那覇家庭裁判所



—大同印刷工業株式会社—